

第1回秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時：平成27年7月13日（月） 午前10時～午後0時

場 所：秋田地方総合庁舎 605会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 7名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医 師
原 岡 正 博	秋田銀行経営管理部次長
三 浦 芳 子	交通死亡事故被害者遺族
齋 藤 長 助	秋田被害者支援センター専務理事
米 森 昭 博	交通事故被害者自助の会・支援ボランティア
須 磨 良 之	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部 栗津部長、栗林参事、塚田参事（兼）県民生活課長、県民生活課担当
福祉政策課、子育て支援課、医務薬事課、建築住宅課、雇用労働政策課
教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター
警察本部広報広聴課、警務課、少年女性安全課、刑事企画課、捜査第一課、
組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課

2 生活環境部長あいさつ

日頃から県政の推進にご協力をいただき感謝申し上げます。県では平成23年度から平成27年度を期間として、第二次犯罪被害者等支援基本計画を策定し、県警察、秋田被害者支援センター等と連携し各種の施策を展開しているところです。今年度も犯罪被害者等の理解増進を図ることを目的に、先月6月20日、秋田市御所野のイオンで「犯罪被害を考える生命のメッセージ展」を開催するとともに6月30日の「犯罪被害を考える日」には、秋田駅において街頭キャンペーンを実施した他、犯罪被害者週間にちなんで、11月21日には、「県民のつどい」を実施することとしております。

突然の犯罪に遭われた方の無念と残された家族の心情に寄り添った支援の輪が今後も県内に広がることを希望するとともに、犯罪被害者等を暖かく支援していく地域社会の構築のための取組が必要であると考えております。

本日は、基本計画の平成26年度の実施状況とこれまでの成果と課題及び平成28年度から32年度を期間とした第3次犯罪被害者等支援基本計画の策定についても説明しますのでよろしくご審議をお願いしたい。

3 議 事

(1) 第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画平成26年度実施状況について

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成26年度の実施状況を説明。(略)

齋藤委員	<p>市町村の見舞金条例制定について全県で8市町だけであるが、これまでの取組状況と今後の方針及び支給の状況について説明願いたい。</p> <p>また、犯罪被害者や遺族に対する給付金の状況及び犯罪被害者に対する支援状況について説明願いたい。</p>
県民生活課	<p>当初、各市町村に対して基本条例制定時、併せて見舞金条例の制定についてお願いしたところであるが、まだまだ進んでいない状況である。</p> <p>今後とも、警察と連携し各市町村に対し犯罪被害者支援への理解を深めていただくよう働きかけを行い、未制定の市町村の条例制定に向けて取り組んで参りたい。</p> <p>なお、条例制定8市町の支給状況については、3市で4件の支給実績があり、5市町では支給実績がありません。</p> <p>支給については、犯罪被害者及び被害者親族への支給となっております。</p>
県 警 察	<p>県警としては、各種機会を捉え、市町村に引き続き見舞金条例創設の必要性等を説明し、その創設に積極的に関わっていきたいと考えております。</p> <p>今年度については、各警察署を通じ、改めて市町村に同制度の創設に向けた支援を積極的に行っており、できるだけ早期に、少しでも多くの市町村において見舞金条例が創設されるよう県と協働しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>犯罪被害給付制度については、昭和56年から運用されており、本県ではこれまで概ね60件の事件の被害者約80人の方に対し総額約1億9千600万程の支給となっております。平成26年度においては、遺族給付金として3件4人の方、重傷病給付金として1件1人の方の裁定を行い国から支給されております。</p> <p>被害者支援の状況については、被害者支援カウンセラーによる支援と被害者等に対する医療費等の補助を行う公費負担制度について説明いたします。</p> <p>公費負担制度については、平成26年度、トータルで288件の支援を行っております。また、被害者支援カウンセラーが行うカウンセリング等の支援については、平成26年は、36件の事件について477回の支援を行っております。</p>
米森委員	<p>警察においては、被害者の手引により支援制度を被害者の方に教示して</p>

いるが、交通事故被害に遭われた方に公判時に接する機会があったが、事件直後に手引を渡されるためあまり理解していない状況にある。また、公判段階での支援制度についてあまりよく伝わっていないという感じを受けた。どのように手引の内容が周知されているのか。

県 警 察

被害者の手引の配付については、刑事事件用と交通事件用の2種類あり、該当する事案に対して被害者の手引を配付し、内容等を説明することとしております。被害者の手引を事件発生直後にお渡しするわけですが、被害者の方は混乱する状況の中で受け取ったことを覚えていないという方も中にはおりますし、その際に説明した内容もその時には頭に入らないということもお聞きします。説明については、その時に話しをしても、その後、段階的に必要に応じて必要な支援制度を説明するよう指導しているところではあります。

支援については、被害者の方々に今後の要望をお聞きするわけですが、支援の必要はないという方がおりますので、そこで支援が終了することもあります。そのようなことから、覚えていない、支援の制度が周知されていないということがあるかと思えます。今後とも、被害者の手引を配付し、必要な制度を説明するとともに、支援を必要としている方に対しては、必要の都度説明をして制度を利用できるよう情報提供に努めていきたいと考えております。

三浦委員

県警も一生懸命やっただけでいるが、被害者一人一人に寄り添って繰り返し繰り返し支援していくことがとても大事なことで考えている。

また、県内で支援を行う専門的なマンパワーが足りているのかどうか。被害者支援センターにもカウンセラーがいるがどれくらい活動しているか、その状況について教えてもらいたい。

齋藤委員

支援センターには5人のカウンセラーがおり、実質活動している方は2名で、1名については病院の方でカウンセラーを行っており、病院も含め、月に3～4回活動を行っている。もう1名については、資格を有しているが活動する機会が少ないことから研修会等に来てもらって助言をいただいているのが現状です。

寺田委員

産婦人科医として、現在社会の変化に応じて「生命を大事にする」というモードで県の産婦人科医に性教育等をお願いしているところです。

学生の人材育成機関として、犯罪被害者支援の大学生ボランティアの状況について教えてもらいたい。

県 警 察

これは平成23年度から各大学に大学生ボランティアの募集を行い、毎年概ね20人をボランティアとして、私たちと一緒に広報啓発活動をしていただいております。

平成26年度については、秋田大学、県立大学、公立美術大学、国際教養大学、ノースアジア大学、聖霊女子短期大学の6大学から20人の方に、各種活動に参加をしていただいております。

大学生ボランティアの目的としましては、県警の広報啓発活動に参加をしていただいて、犯罪被害者の方々が受けた様々な痛み、被害者も加害者も出さない社会を希求する犯罪被害者の方々の思いなどへの理解を深めまして、犯罪被害者の方々への配慮や協力する意識、規範意識の向上を図ることを目的としております。

活動期間は概ね1年間ということで、継続する方もおられますし、新たに応募してくださる方もおります。

活動内容としましては、街頭活動、「犯罪被害を考える日」、「犯罪被害者週間県民のつどい」の運営補助など、年間概ね10回程度の広報活動を行っております。

また、年に3回の研修を実施しております。1回目、2回目は、座学として、被害者支援の経緯、県警や県が行う制度の内容などを理解していただき、3回目につきましては、ご遺族の方々の出席もいただきまして、実際に1年間活動した内容を振り返りつつご遺族の方と意見交換をして、より一層、遺族の心情や被害者支援への理解を深めていただく活動を行っているところです。

寺田委員

この様な素晴らしい取組を経験した人材が、卒業後も秋田に残り社会を支えていくことを希望します。

(2) 第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題について

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、成果と課題を資料に基づき説明。(略)

齋藤委員

犯罪被害者からの公営住宅の入居について申請件数及び入居の実績についてお知らせ願いたい。

建築住宅課

手元に資料を持ち合わせていないので後日回答させていただきます。
※確認結果、犯罪被害者の優先入居制度による申込み及び入居者はなし。

齋藤委員

犯罪被害者の公営住宅への入居希望があった場合の周知をどのように行っているのか。

建築住宅課

市町村等については、国からの通知により周知しております。

米森委員	<p>犯罪被害者支援に関する行事を行っていると思うが、県のホームページに年間の予定スケジュール等を掲載すればそれを見て自発的に来場する方もいるのではないか。</p> <p>また、県のホームページには事業の実施結果や相談機関の概要等の掲載はあるが、被害者の方が誰かに助けてもらいたいという気持ちでホームページを見たとき、その内容が的を得ているかどうかについては疑問に感じている。</p> <p>過去に支援した実績を踏まえて、その窓口等に誘導するとか暖かみのあるようなホームページの内容検討をお願いしたい。</p>
内藤会長	<p>ホームページに年間行事等は掲載されているのか。</p>
県民生活課	<p>県のホームページについては、各種施策の概要、条例等の掲載が主となっております。単発的な催し物等については、随時掲載しておりますが終了すれば消去している関係から、行事がつかめない場合もあります。</p> <p>年間行事等について予定が確定したものについては掲載する方向で検討して参ります。</p> <p>また、ホームページの内容が被害者の方に寄り添った内容かと問われれば、具体的にはそのような対応については十分でないと感じております。</p> <p>相手方の視点に立っての支援内容等の掲載については、被害者の方と直接接している警察本部と連携して掲載内容について検討して参りたい。</p>
内藤会長	<p>センターの具体的な支援活動について紹介してもらいたい。</p>
齋藤委員	<p>直接支援活動については、レンタカーを借りての病院への付き添いや、日常生活の支援、裁判所への付き添い、子供の世話支援、買い物の支援、交通事故のご遺族の会である「自助の会」の手伝い等を行っている。</p> <p>ボランティア活動の関係からセンターとして動ける人が少ない状況の中でも、最善を尽くしている状況にある。</p>
内藤会長	<p>殺人事件等においては葬儀等被害直後から支援が必要になるが、それについての対応はどのような状況か。</p>
齋藤委員	<p>葬儀そのものの手伝いは行った事例はないが、葬儀の際に子供の世話をを行った事例はある。支援については、警察と連携をとって対応している。</p>
県 警 察	<p>殺人事件等の発生があれば、被害者のケアが必要なことから、本部員が出向き、被害者支援カウンセラーは精神的な負担の軽減、その他の本部員は葬儀等における被害者周辺のプライバシーの保護等についての対応を行っております。</p>

また、要望に応じ、公判等に付き添うなど中長期的な対応も行っております。

三浦委員

県や民間団体等で様々な形で普及や啓発を行っているが、一般の方々にはまだ充分浸透していないのではと感じている。基本計画や施策とともに地域社会が被害者支援に関心を持つような取組が必要ではないかと考えている。警察の交番便りに時々、被害者支援の行事について掲載されるが、出来れば市町村の広報等を利用した周知等により、既存のサポートにより被害者支援ができることを感じてもらえるような取組を進めてもらいたい。

県民生活課

広報啓発に関しては、県の広報紙やホームページを通じて行っているところですが、イベント等については中央地区を中心に行っているところから広がりの方では充分でないと感じております。

今後は、各市町村と連携してイベントの在り方や犯罪被害者支援の広報について検討して参りたい。

(3) 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定について

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定について資料に基づき説明。(略)

寺田委員

様々な部署で今後人口の変化に伴う社会構造を考慮する必要があると感じている。犯罪被害者支援についても社会構造の変化による支援の集約化等について議論すべき状況でないか。

県民生活課

委員からご指摘のあったような社会構造に即した犯罪者支援については、今回の3次計画策定の中で新しい視点で充分議論することとしているのでよろしくお願ひしたい。

内藤会長

センターでは、電話相談が主であるが複雑なものについては、面接相談をしていると思うが、法律の結論だけで被害者支援が終わる状況に無いのは充分承知している。しかしながら、一人の相談員が責任を持って支援を要望する相手の意向をくみ取って最終的なところまでやるのが理想ではないかと考えているがセンターとしてはいかがか。

齋藤委員

電話相談業務は、10時から16時までとなっており、内容に応じて面接の必要がある場合、私が判断している。

担当する職員2名でセンター相談室や警察の相談室を借りて対応している。転居を希望する場合には、上限10万円の転居費用の支給等を行っている。

継続的な支援については、直接支援に移行した後裁判所への付き添い、日常の生活支援を行っており、最大10年間支援しているケースもある。

- 原岡委員 本計画の重要な課題としては、支援制度の存在がわからないことではないか。反面、犯罪被害者にいつなるかわからない中でその制度の必要性を周知するのも大変であると思うが。
何よりも、犯罪被害者の手記を読んでもらうことが身近に感じるのではないか。
また、メディアを利用した周知が効果があるのではと考えている。被害者支援の充実が認知されることにより安心して暮らせる秋田に戻って来る人もいるのではないか。
- 須磨委員 犯罪被害者と自分から名乗って相談に来るケースは実際には無い。ほとんどの相談が、県警を通じたケースとなっている。
市としては、平成22年から犯罪被害者支援を行っており、これまでの実績では10件程度である。見舞金条例の制定については、働きかけを受けているが財政上、議会等の対応の面からも即答出来る状況に至っていない。今後、他の市町村の動向を見ながら対応することとなる。市でも独自に犯罪被害者支援の計画を作っているのので県と歩調を合わせて進めていきたい。
- 米森委員 策定スケジュールの中の被害者に対するアンケートについては、どのような内容で実施するのか教えていただきたい。
- 県民生活課 アンケートについては、警察及びセンターで支援をしている方を対象に計画の認知度、施策の周知度、二次的被害の無いような市町村窓口での対応等について、県警や三浦委員の意見を聞きながら実施する予定でいる。
- 米森委員 アンケートの対象者を最低でも各警察署で被害者の手引を配付された人すべてに広げてもらいたい。
- 県民生活課 広報活動、ホームページの活用等の課題、市町村の窓口の状況等を踏まえて計画を策定して参りたい。アンケートについても委員意見を踏まえ検討して参りたい。
- 内藤会長 三浦委員の立場としてどのような点についてのサポートが必要だったかについて意見をいただきたい。
- 三浦委員 平成13年に娘が亡くなったときには、まだまだ被害者支援という言葉も無く環境も整っていなかった。その後、被害者自身が国に対し支援を要望し基本計画が出来てそれに沿って各県が様々な施策を実施している状況にあると思っている。大きな枠組みは出来ていると感じている。
一方、もっとこうしてほしいという方がたくさんいると思うのでそうい

う人を救い上げるアンケートを実施してもらいたい。支援が充分役に立った人と役に立たなかった人もいると思うが、被害者に二次被害を与えないこと、被害者が後から後悔が無いようなサポートをしてもらいたい。県全体として一般市民、地域を巻き込んで被害者の方が再び生活できる環境に取り組んで欲しいと考えている。

内藤会長 全般について何かありませんか。

三浦委員 岩手県のいじめの自殺事件について、連携がなくて起きてしまったのではないかと思っているが、秋田県の状況は。

義務教育課 生活記録ノートを見て気になる内容があった場合、学級担任は、学年主任に報告し教頭や校長の支持を受け面接して問題解決にあたっている。今回のケース事例を受け、先般これまで以上一人一人に目を配るよう義務教育課長指示を発送している。

高校教育課 毎年6月に各校生徒指導担当者会議を開催し、いじめの防止について研修するとともに、県内すべての全生徒を対象とした無記名のアンケートを実施し、悩みを抱えている生徒の把握に努めている。

内藤会長 最後になりますが、本日の意見をこれからの計画に反映してもらいたい。

県民生活課 今後、推進会議を11月と来年の1月に開催することとしているのでよろしくお願ひしたい。また、今回の会議を通じて意見がありましたらFAXにて22日まで回答をお願ひしたい。

